

第7編

用語集

道路白書における用語の解説は、以下のとおりです。

用語	ページ	解説
あ行		
RC 橋	72	鉄筋コンクリート (Reinforced Concrete) 橋とい い、鉄筋とコンクリートを組み合わせた橋りょうのこ と。
IRI	65	1989年に世界銀行が提案した国際ラフネス指標。路 面の平均的な縦断凹凸を評価する指標として国内にお いても採用されている。
愛称名標識	89	市内の道路のうち愛称名のつけられた道路の名称を示 す標識のこと。
アスファルト舗装	63	アスファルト混合物からなる表層を持つ舗装。一般に 路盤・基層・表層からなる。
一般市道	5	市道のうち、主要市道以外の道路のこと。
一般市道 (枝番)	43	一般市道のうち、一般市道 (親番) 以外の行き止まり 道路などのこと。
一般市道 (親番)	43	一般市道のうち、調布市地区内道路網計画に位置づけ があるもの。主要市道間を結ぶ道路。主要施設等を通 る道路のこと。
F 型標識	88	大型の標識板を取付可能な標識支柱で、F 字の形状を したもの。
FWD	125	Falling Weight Deflectometer の略称。重錘を落下 させたときの舗装のたわみ量を計測する装置。舗装の 支持力等を迅速に非破壊で診断し、舗装構成及び温度 等のデータを併せて、舗装の構造的な評価を行うこと ができる。
LED	77	発光ダイオード (Light Emitting Diode) と呼ばれる 半導体。街路灯などの光源として使われる。
沿道掘削施工協議	106	自治体などが管理する道路に近接した沿道区域におい て、区域内を一定以上掘削する場合に必要な施工 協議のこと。
横断歩道橋	70	車道を横断する歩行者などを、車道から立体的に分離 することにより、横断者の安全を確保することを目的 とする施設のこと。
か行		
ガードレール	86	波形断面の梁と支柱で構成された、車両衝突時の衝撃 を緩和する防護柵のこと。
ガードネット	86	道路工事等の防護仕切りや安全通路の確保、敷地の仮 囲いに設置するオレンジネットなどのこと。
ガードフェンス	86	水路などの管理地の仕切りとして設置するメッシュフ ェンスなどのこと。
街路樹	35	市街地の道路に沿って道路区域内に植えられた樹木の こと。
街路灯	35	夜間の歩行や車両走行に対する視認性を高め、夜間の 安全な道路交通を確保するための施設のこと。
架設年	70	橋りょうなどの施設を設置した年のこと。

用語	ページ	解説
幹線道路	5	全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路のこと。
基準点	36	地球上の位置や海面からの高さが正確に測定された電子基準点、三角点、水準点等であり、地図の作成や測量の基準となるもの。
基層	63	アスファルト舗装において、最上部の表層の下の層。上層路盤の上にあつて、表層に加わる荷重を均一に路盤に伝える役割を果たすもの。
逆L型標識	88	大型の標識板を取付可能な標識支柱で、逆L字の形状をしたもの。
緊急輸送道路	6	災害直後の円滑な緊急輸送や応急活動のため、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線道路、さらにはそれらと防災拠点や運輸において必要な地点を連絡する道路のこと。
車止め	36	車両の進入を防ぐために設置されるポールのこと。
畦畔	35	田んぼに注いだ水が外にもれないように、田んぼのまわりを囲うようにつくった盛り土部分のこと。
公共通路	36	鉄道駅の構内を横断する通路のうち、その鉄道利用者に限らない歩行者などが通行することのできる通路のこと。
公共物占用	104	公共物（水路や道路法が適用されない道路など）の敷地やその上空・地下に、物を設置して継続的に使用すること。
さ行		
事前相談	37	自治体管理地(市町村道、水路、畦畔等)の売払いを受けたい場合や、所有地を道路敷地として寄附したい場合に担当窓口事前に相談すること。
視線誘導標	82	車道の側方に沿って道路線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う構造物のこと。
私道	37	個人や法人が所有する土地の一部に設置された道路状の土地のこと。
私道寄附	37	私道を市区町村（自治体）に寄附し、公道とすること。公道になることにより、舗装や側溝の整備・修繕は自治体が行うことになる。
自発光鋲	82	路面に埋め込む金属製の鋲のことであり、発光することで交差点の位置を明示するもの。
自費工事	38	建築工事や駐車場の新設などに伴って、歩道やL型溝の切り下げをしたい時や、道路附属物（ガードパイプ・街路樹等）の撤去・移設を行いたい場合に、道路管理者の承認を得て自費で工事を行うこと。
自費工事申請	38	道路管理者以外の者が道路に関する自費工事を行う際に必要となる申請（道路法第24条）。
車道	12	道路のうち、車両が通行するように定められた部分のこと。
主要市道	5	都市計画道路の位置付けがあるもの。国道、都道、鉄道駅もしくは主要市道間を結ぶ道路などのこと。

用語	ページ	解説
水路	35	河川（法定河川）以外の普通河川のこと。
セラミックメタルハライド	78	照明ランプの一種で、金属原子高圧蒸気中のアーク放電を光源とするランプのこと。高圧水銀ランプ、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプの総称としても呼ばれ、HIDランプ(High Intensity Discharge lamp)と略称される場合がある。
占用許可	38	道路を占用するために必要となる、道路管理者の許可のこと。（道路法第32条第1項）
た行		
対症療法型管理	74	軽微な損傷や劣化はある程度許容し、健全性がⅢとなる損傷が顕在してから、比較的大規模な補修を行う管理手法のこと。
耐震補強工事	72	地震により建物や構造物が倒壊、損壊するのを防ぐための工事のこと。
地下通路	36	車道を横断する歩行者などを、車道から地下空間へ分離することにより、横断者の安全を確保することを目的とする施設のこと。立体横断施設のひとつで、横断歩道橋と同様の役割を果たすもの。
地籍図	52	地籍調査によって作成される地図のこと。調査後に法務局に送付され、法務局備付地図(公図)となる。
地籍整備事業	37	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。
電線共同溝	36	地上の電柱や上空の電線を地下の空間に収容するための施設のこと。
道路橋示方書	74	国土交通省が定める高速道路・国道における橋りょうの設計基準であり、その他の国内における道路橋の設計においても一般的に用いられている。
道路橋定期点検要領	73	国土交通省が発行する道路橋の点検要領。道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて、道路橋の定期点検を行う際に、道路管理者が遵守すべき事項や配慮すべき事項を記したもの。
道路区域証明	37	調布市道の道路区域について証明するもの。
道路占用	38	道路に一定の施設を設置したり、地下に電気・電話・ガス・上下水道などの管路を埋設したり、看板を道路の上空に突き出して設置するなど継続して道路空間を使用すること。
道路台帳	36	道路管理者が作成した道路に関する路線名、幅員、占用物件その他道路に関する基礎的な事項を図面と調書にまとめたもの。
道路土工構造物	36	道路を建設するために構築する土砂や岩石などの地盤材料を主材料として構成される構造物及びそれらに附帯する構造物の総称のこと。
道路反射鏡	36	交差点やカーブ地点などで直接の目視が困難な見通しの悪い箇所において、前方道路を通行する車両や対向車両等の存在を知らせるための施設のこと。

用語	ページ	解説
道路標識	36	道路の傍らに設置し、利用者に必要な情報を提供する表示板のこと。
道路法上の廃止	57	道路の状況に応じて、道路の一部を道路法の道路でなくすこと。
特殊車両	38	車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量等のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要となる。(道路法第47条の2)
都市計画道路	63	計画的な街づくりや生活利便性の向上を目的として、都市計画法により将来的にその道路を拡張したり延長したりする計画が決定している道路のこと。
土地境界証明	37	道路管理課が管理する土地と申請者が所有する土地との境界について証明するもの。
は行		
パイプ柵	86	複数の丸パイプと支柱で構成された、車両衝突時の衝撃を緩和する防護柵のこと。
PC橋	72	プレストレスト・コンクリート (Prestressed Concrete) 橋といい、鋼材によりコンクリートにあらかじめ圧縮力を与えることにより、通常の鉄筋コンクリートに比べて強い荷重に抵抗できる橋のこと。
ひび割れ率	65	対象とするアスファルト舗装の面積に占めるひび割れている路面の割合を百分率で表したものの。
表層	63	舗装の最上部にあつて、交通の安全性、快適性など、路面の機能を確保する役割を果たすもの。
不法占用	38	道路管理者の許可を得ず道路上に、個人所有物、店舗看板、車両など違法に占用していること。
不法投棄	38	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、廃棄物を投棄すること。
防護柵	36	歩行者の車道横断防止や転落防止、車両の逸脱防止などを目的として設置する施設のこと。
舗装	36	自動車や人の安全、円滑、及び快適な通行に供する路面を形成するために、舗装材料で構築した構造物のこと。アスファルト舗装は一般的に路盤、基層、表層からなる。
ボックスカルバート	72	道路、水路、など各種の用途に使用する箱型の構造物のこと。
歩道	86	道路を縁石やガードレールなどによって物理的に区画することにより設けられた歩行者用の通路のこと。
ま行		
無電柱化	97	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による「電線類地中化」や、表通りからみえないように配線する「裏配線」などによって道路から電柱をなくすこと。

用語	ページ	解説
や行		
擁壁	79	高低差のある傾斜地などで斜面の土砂を保護し、崖崩れを防止するために造られる構造物のこと。
予防保全型管理	74	軽微な損傷を早期に発見し、健全性がⅢとなる前に補修を行い、健全性Ⅰ～Ⅱを確保していく管理手法のこと。
ら行		
路盤	63	舗装において路床の上、基層の下に設けられる層。一般的に、基層に対し均一な支持基盤を与えるとともに、上層からの荷重を分散して路床に伝える役割を果たすもの。
わ行		
わだち掘れ量	65	車輪が通過する位置に縦方向に生じる連続的な凹みの大きさのこと。

